

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（郵便入札） 【維持業務委託】

桑名市が実施する事後審査型条件付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

なお、本公告は入札に参加するための共通事項を示すものであり、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に公告する。

桑 名 市 長

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 発注公告に示す建設業許可業種について、必要な建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を有する者
- (3) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者
- (4) 対象業務に配置を予定する現場代理人及び建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に定める資格を有する主任技術者（以下「技術者等」という。）を適正に確保できる者
- (5) 質疑提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていない者
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (8) 請負契約締結の日以前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者
- (9) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者
- (10) 公告において示す参加資格要件を満たす者

2 入札参加手続等

事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要しない。参加資格を満たす者は、入札書提出期限までに入札書を提出（郵送）することで入札参加手続が終了する。

ただし、複数の入札に参加しようとする者で、配置可能な技術者を入札参加件数分確保できないなど、落札候補者となった業務を辞退せざるを得ないケースが想定される者は、開札前までに「落札可能件数届出書」（様式は、個々の発注公告に掲載）を提出しなければならないものとする。

なお、「落札可能件数届出書」を提出しなかった者が、落札候補者を辞退した場合、指名停止等の措置を講じることがあるので十分注意すること。

3 設計図書

- (1) 設計図書は、公告において示した期日まで閲覧に供する。
- (2) 設計図書は、公告において示した販売店から購入すること。
- (3) 設計図書の販売期間は、公告において示した期日までとする。
- (4) 設計図書に対する質問は、公告において示した期日までに書面により申し出ることができる。質問に対する回答は、公告において示す期日に契約監理課前に掲示するとともに、入札情報公開システムに掲載する。

4 現場説明会

現場説明会は原則として行わない。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に公告において明らかにする。

5 配置を予定する技術者等

- (1) 配置を予定する技術者等は、開札日の前日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (2) 配置を予定する技術者等は、開札日の前日において他の工事等に従事する技術者等であってはならない。ただし、専任をしない場合はこの限りではない。
- (3) 「樹木管理」及び「除草」業務にかかる現場代理人は、2件まで兼任を認める。
- (4) 入札書を提出した後、開札前までの間に他の工事等を受注したことにより配置を予定していた技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該入札を辞退すること。
- (4) 入札参加資格の審査において、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)等により配置を予定する技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、入札を失格とする。

6 入札書に記載する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は桑名市の指定様式により作成すること。入札書は、桑名市ホームページから取得できるほか、契約監理課においても配布する。
- (3) 入札書には入札日(開札日)、委託業務名、委託業務場所、入札者の氏名を記入し、届出印で押印すること。

7 入札方法

- (1) 入札は郵便入札によるものとし、持参による入札は認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 封筒は、市が配布する郵便入札専用の指定封筒を使用すること。
- (4) 公告で示した提出期限までに桑名郵便局必着とする。
- (5) 宛先

〒511-8799

桑名郵便局留 桑名市役所 契約監理課 行

- (6) 入札回数は、1回とする。

8 積算内訳書

- (1) 発注者が指定した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が同一の入札で2以上の入札をしたとき
- (2) 入札に際して連合等の不正行為があったとき
- (3) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者がした入札（開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさなかったときは、失格とする。）
- (4) 入札書に記名押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札
- (7) 入札書に指定された事項が記載されていないとき
- (8) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき
- (9) 提出期限を過ぎて到着したとき
- (10) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送したとき
- (11) 指定封筒に指定された事項の記載及び押印がされていないとき
- (12) 指定封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき
- (13) 発注者が指定した積算内訳書が同封されていないとき
- (14) 積算内訳書に記名、押印がない等不備のある積算内訳書を提出したとき
- (15) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき
- (16) 分割発注において、落札候補者となった者のその後の入札
- (17) 落札候補となった件数が、落札可能件数に達した者のその後の入札
- (18) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき

10 開札

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了する。

11 開札立会人

開札の立会人を、入札参加者の中から2名選定する。

12 入札参加資格確認資料の提出

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び次の確認資料を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

【確認資料】

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（様式第2号）

- ② 建設業の許可証明書等の写し
- ③ 経営事項審査結果通知書の写し
- ④ 同種業務の施工（履行）実績届出書（様式第3号）
- ⑤ 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第4号）
- ⑥ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し
- ⑦ 配置予定の主任（監理）技術者の業務経験届出書（様式第5号）
- ⑧ 設計図書を購入した際の領収書の写し
- ⑨ その他、入札参加資格を確認するために公告で示した資料

(注)②「建設業の許可証明書等の写し」について、支社、支店又は営業所で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、当該支社、支店又は営業所が発注対象業種の建設業の許可を有することを証明する書類が必要。

※「樹木管理」及び「除草」業務において現場代理人を兼任配置する場合は、上記に加え、「現場代理人兼任届」を提出すること。

- (2) 確認申請書及び確認資料は、落札候補者が持参し提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 確認申請書及び確認資料の提出期限は、提出を求められた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。執務時間中。）以内とする。
- (4) 落札候補者が前項の期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなし、入札を失格とする。この場合、次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者とし、確認申請書及び確認資料の提出を求める。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定する。落札者が決定した場合は、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わない。
- (2) 落札候補者となるべき者が複数ある場合、桑名市郵便入札取扱要綱（平成16年桑名市告示第21号）第10条の規定により、開札時にくじ引きにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 第1位落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者のした入札を失格とし、次順位の落札候補者から適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、入札価格が同じ者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合、委任状を提出しなければならない。
- (4) 前号のくじ引きに際して、くじを引くべき入札参加者が指定した日時に参加できない場合は、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとする。
- (5) 落札者を決定した場合は、速やかに落札者に通知する。
- (6) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。
- (7) 前号の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市役所の閉庁日を除く。執務時間中。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (8) 前号の説明を求められた場合、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（市役所の閉庁日を除く。）に、回答書（様式第7号）により回答する。

14 入札保証金

入札に参加しようとする者は、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号）に定めるところにより入札の際に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、あらかじめ公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

15 契約保証金

契約保証金が必要な場合は、公告において明らかにする。この場合において、契約保証金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、本公告第1項第7号に規定する再審査に係る認定を受けた者（裁判所が更生計画又は再生計画の認定を決定するまでの間に限る。）と契約する場合の契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

16 契約書の作成

必要（請負者において作成すること）。

17 予定価格

予定価格は、事前に公告において明らかにする。

18 最低制限価格

(1) 最低制限価格を設定する場合、その設定方法等については、事前に公告において明らかにする。

(2) 最低制限価格の設定方法として変動型最低制限価格を採用した場合で、落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札が失格となった場合であっても、当該入札の失格をもって最低制限価格の計算の結果に影響を及ぼさないものとする。

19 虚偽記載があった場合の措置

確認資料に虚偽の記載が認められた場合は、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）に基づき指名停止の措置を講じることがある。

20 建設業退職金共済事業制度の掛金収納書の提出

建設業退職金共済事業（建退共）制度に加入している者は、金融機関で共済証紙を購入し、発注者名及び業務の名称を記入して、「掛金収納書（契約者が発注者へ）」を監督職員に提出すること。

【建退共についての問い合わせ先】

建設業退職金共済制度事業本部 三重県支部
津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館内
TEL 059-224-4116 FAX 059-228-6143

21 入札の中止等

(1) 開札前に談合情報が寄せられた場合、桑名市入札調査委員会の審議により、入札（開札）の延期又は中止等の措置を講じることがある。

(2) 天災その他止むを得ない事由により入札（開札）を行うことができないときは、入札（開札）を延期又は中止することがある。

(3) 前各号の場合、見積もりに係る費用、郵送に係る費用その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。

22 その他

- (1) 公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、桑名市契約規則（平成16年規則第55号）、桑名市郵便入札取扱要綱（平成16年告示第21号）、桑名市総合評価落札方式実施要綱（平成19年告示第174号）、桑名市低入札価格調査実施要綱（平成24年告示第104号）その他法令の定めるところによる。
- (2) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- (3) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、下請負契約締結の日以前1年以内に贈賄、競売入札妨害、談合及びあっせん利得処罰法違反行為により逮捕又は起訴されたとき、又は独占禁止法に違反し契約先として不相当と認められるときは、下請負契約の締結については十分考慮すること。
- (4) 業務の履行に必要な資材、建設機械等の購入等は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- (5) 入札参加資格を満たさないことが明白であるにもかかわらず入札に参加し、入札妨害と認められる場合、口頭又は書面により警告することがあるほか、指名停止等の措置を講じることがある。
- (6) 提出書類の作成、見積り、郵送その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。